

臨時特別 給付金

積極的に利活用を

流山市コールセンター 0120-63-5182

住民税 非課税世帯	【対象者】 令和3年12月10日時点で流山市に住民登録があり、令和3年度分の住民税均等割が非課税であること。生活保護世帯利用者は対象です。ただし、一人暮らしの学生等、住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は対象外です。
	【手続き】 2月4日から順次郵送で「確認書」が届きますので、必要事項を記載（①記載された給付金振り込み口座番号のチェック、②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないかどうか）し、返信してください。
家計 急変世帯	【対象者】 住民登録のある市区町村で申請します。令和3年1月～今年9月までの任意の1ヶ月の収入を12倍し、合計額が非課税相当（※裏面参照）になる方が対象です。
	【手続き】 申請（2月1日～9月30日）が必要です。コールセンターへのお問い合わせをお勧めします。

国民の世論と運動が政治を動かした成果

岸田内閣は、昨年総選挙後、国民の世論と運動を受け、コロナ禍の影響が大きな世帯への給付金等の支給を表明。年末には、18才以下の子育て世帯に対する給付金を巡り、給付方法や給付時期が大きな話題となりました。

1月21日付「広報ながれやま」には、生活困窮世帯を対象とした給付金について案内が掲載されています。

日本共産党は、コロナ禍で困っている世帯により広く給付金が届けられるよう対象拡大を国会で提案するとともに、昨年12月14日には、市長へ要請するなど、力を尽くしてきました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している「生活困窮世帯」に対する、**10万円の現金給付がスタートします。**まずは、コールセンターへご連絡ください。

参考：非課税相当額（給与収入の場合）

家族構成	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を 扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を 扶養している場合	205.9万円	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を 扶養している場合	255.9万円	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を 扶養している場合	305.9万円	206.0万円
障害者・寡婦・ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円